

省エネルギー促進総合支援事業

事業概要

省エネに向けた取組を促進するため、セミナー等による普及啓発や先駆的な省エネの取組に対し支援を行う。

制度概要

	内容	備考
省エネセミナー	省エネ意識や行動の定着、省エネ設備の普及などを図るため、道内6カ所で、事業者や道民を対象にしたセミナーを開催	電力需要が集中する時期（夏期、冬期）に節電を促すリーフレットを作成・配布
導入促進（補助）	【1. 省エネルギー設備導入計画等作成支援事業】 省エネ導入の初期段階・計画段階（アドバイザー、計画設計等）を支援	事業主体：民間事業者等 補助率：1/2以内 上限額：1,000千円
	【2. 省エネルギー設備導入支援事業】 省エネ導入の段階（設備導入、工事費等）を支援	事業主体：民間事業者等 補助率：1/2以内 上限額：10,000千円

※上記1及び2の補助事業について

- ・申請 事業計画書の提出が必要になります。
＜申請先＞ 北海道経済部環境・エネルギー局
環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室
(〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目、電話011-204-5319)
- ・公募期間 令和4年（2022年）7月29日まで
- ・URL 交付要綱、公募案内、事業計画書などは、
1. の補助事業 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107863.html>
2. の補助事業 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107905.html>
以上のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・備考 対象者や対象事業にはそれぞれ要件がありますので、詳しくは、上記のURLをご参照ください。

【お問合せ先】

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室
TEL：011-204-5319

ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業

道内ものづくり産業の生産性向上及び競争力強化のため、脱炭素化・DX化を支援します。

制度概要

【ものづくり企業の脱炭素・DX推進セミナー・相談会の開催】

ものづくり企業の脱炭素・DXを推進するためのセミナーと個別相談会（予約制）を開催します。

- ・デジタル化を進めたいけれど何から始めれば良いのかわからない・・・。
 - ・取引先から二酸化炭素排出量の算定を求められるかもしれない・・・。
- など、ものづくり企業の皆様の課題に対し、先進事例の紹介や専門家による相談対応により対応します。

（場所）札幌市内

（回数）脱炭素、DX推進それぞれ1回

（開催時期） 2022年11月（予定）

【ものづくり企業への専門家派遣】

脱炭素化やデジタル化の課題を抱える企業に専門家を派遣します。

- ・製造現場をデジタル化して省力化を図りたい。
- ・二酸化炭素排出量の削減計画を作成したい。

など、企業の皆様の課題に対応する専門家を派遣します。

（対象）10社程度

（回数）1社3回程度

申込先 ノーステック財団 黒澤、堀内 電話011-792-6119

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係
TEL：011-204-5323

ものづくり産業分野人材確保支援事業

ものづくり産業における人材の確保・定着、技術力向上や雇用の拡大を図るため、専門家の派遣や技術者向けのセミナーを実施します。

制度概要

【自動車関連産業等の新分野参入に向けた専門家の派遣】

自動車関連産業や食関連産業等への参入に必要なQCD（品質向上・コスト低減・納期短縮）に対応するための生産管理技術や企画提案力の強化等、企業の個々の課題に応じた専門家を派遣し、解決に向けた取組をきめ細かく支援します。

（対象）15社程度

（回数）1社8回程度

申込先 （一社）北海道機械工業会 電話011-221-3375

【技術者向けセミナーの開催】

ものづくり企業の技術系人材の育成に向けて、IoTやDXなどのデジタル化による省力化セミナーなどを道総研ものづくり支援センターで開催します。

研修・セミナー名（開催予定）		開催回数
DX	ものづくり企業のためのDX導入推進講座	1回（8月頃）
AI	AI技術活用促進オンラインセミナー	全2回（12月、1月）
IoT	IoT活用研修	全2回
	電磁波応用技術セミナー	全2回（9月、11月）
ものづくり 3Dデジタル	3Dデジタルコンテンツ研修	全4回（8月、9月）
	3Dデジタル造形研修	全4回（8月～11月）
セキュリティ	情報セキュリティ研修	1回
	セキュアソフトウェア開発研修	1回
ロボット	ロボットSler育成研修	全4回
	生産性向上ロボット導入・活用セミナー	1回

申込先 道総研 ものづくり支援センター 電話011-747-2337

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係
TEL：011-204-5323

道産木材供給拡大緊急対策事業（原木生産支援事業）

ロシア産材の禁輸措置等を踏まえ、道産木材の安定供給を図る必要があることから、林業事業体の原木生産に要する燃油高騰分の掛かり増し経費について支援金を交付します。

制度概要

交付対象者

北海道林業事業体登録制度に登録している事業体で、道内において原木生産を行った者を対象とします。

交付対象となる原木生産

令和4年4月1日以降、原木生産を行い、令和5年2月15日までの期間に実績報告が可能なもので、原木生産に係る経費について、国や地方公共団体から補助金等の交付を受けていない、若しくは、今後受ける見込みがないものを対象とします。

※国等から原木生産を請け負う場合は対象とはなりません。

支援する金額

原木生産量に 1m³ あたり75円を乗じて得た額

原木生産量(m³)×75円

※ただし、申請期間内に申請額が予算額を超過した際には、支援金額を減額する場合があります。

申請方法

申請期間…令和4年7月31日(日)まで

提出書類…①交付申請書

②事業計画書

③誓約書

※詳細は申請先のホームページをご覧ください。

申請先(受付窓口)

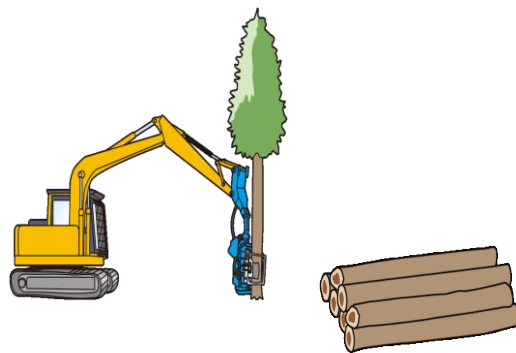
(森林組合の方)…北海道森林組合連合会

(森林組合以外の林業事業体の方)

…北海道木材産業協同組合連合会

提出方法…郵送または持参

・郵送の場合は、当日(7/31)消印有効



事業詳細につきましては、下記までお問合せください。

お問合せ先

(森林組合の方) 北海道森林組合連合会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1番地9

TEL (011) 621-4293

<https://www.doshinren.or.jp>

(森林組合以外の林業事業体の方) 北海道木材産業協同組合連合会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1林業会館3F

TEL (011) 251-0683

<https://doumokuren.jp/>

道産木材供給拡大緊急対策事業（建築材供給拡大支援事業）

ロシア産材の禁輸措置等に伴い、道産木材を活用した建築材の安定供給を図る必要があるため、新たに締結した安定取引に関する協定等に基づき建築材を生産した者に対し、建築材の生産により掛かり増しになる経費について支援金を交付します。

制度概要

交付対象者

道内に原木を製材する工場を有し、令和3年度に梱包材等の製材を生産、出荷した実績のある者とします。

交付対象となる期間

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに交付対象となる建築材を出荷したもので、令和5年2月15日までに納品が確認できる書類を提出できるものとします。

交付対象となる建築材

プレカット工場、工務店又は住宅メーカー等との建築材の安定取引に関する協定等に基づき出荷した製材並びに集成材、CLT及び床材等の原板として使用する木製品で、かつ、合法木材であることを証明できるものとします。

申請方法

提出書類・・・申請先のホームページで公表します

申請先・・・北海道木材産業協同組合連合会

提出方法・・・郵送または持参

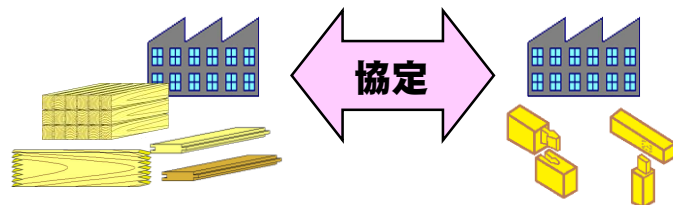
安定取引に関する協定について

令和4年4月1日以降に締結した建築材の安定取引に係る協定書、覚書、確認書等で、令和5年1月31日以降も複数年度に渡り効力を有するものとします。

協定等の締結者は、建築材を出荷する交付対象者と建築材を受け入れるプレカット工場等とします。このほか、原木の安定供給に関わる素材生産事業者や木材流通事業者等が参加し、3者以上により締結された協定等も認めます。

また、協定等には次の事項が記載されているものとします。

- (1) 協定等の締結日及び協定等の有効期間
- (2) 協定等の締結者・代表者の職氏名
- (3) 出荷量
- (4) 出荷品目・品種等



支援する金額

建築材出荷量1㎡当たり 3千円

事業詳細につきましては、下記までお問合せください。

お問合せ先

北海道木材産業協同組合連合会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1林業会館3F

TEL (011) 251-0683

<https://doumokuren.jp/>

道内事業者等事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者の皆さまの事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。

支援金を受給できる要件（給付要件）

次の2つの要件をどちらも満たしている必要があります。

要件①（売上要件）

2021年11月～2022年10月までの
いずれかの月の売上が
2018年11月～2020年3月までの
同月比で20%以上減少



要件②（原材料等コスト要件）

2021年11月～2022年10月までの
いずれかの月に購入した原材料等の単価が
2020年11月～2021年10月までの
いずれかの月の単価よりも増加

給付額

中小・小規模事業者: **10万円**
個人事業者 : **5万円**

※事業継続緊急支援金は
事業者単位での給付。

〔店舗などの事業所単位ではありません
ので、ご注意ください。〕

受付期間

2022年7月27日(水)～2022年10月31日(月)（予定）

ご注意ください

「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です。

- 給付対象者は、中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者等です。
 - ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
 - ・2022年7月20日(水)現在で、法人の場合は本店(本社)所在地が、個人事業者の場合は住所が道内であること
- 給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付を締め切る場合があります。
- 事務局が申請書を受理した日から申請者の口座に振り込むまで、4週間程度を要する見込みです。
(申請に不備のあった場合は、4週間以上かかることがあります。)
- 申請は、WEB経由での電子申請と郵送による申請が可能です。
電子申請は、下記「お問い合わせ先」の専用ホームページから手続きを行うことができます。

【お問い合わせ先】（7月20日開設予定）

●コールセンター 011-350-6711
(受付時間：平日 8:45～17:30)

●専用ホームページURL <https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>



コストアップに対応する中小企業者向け融資制度のご案内

北海道では、原材料などの価格高騰により経営に影響を受けている中小企業者向けの融資をご用意しております。

制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
		原料等高騰
融資対象	1.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 4.最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	1.原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している方 2.原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 3.原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減する施設等を導入する方
資金用途	事業資金	1・2：運転資金のみ 3：設備資金のみ
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
融資利率	【固定金利】年1.1%～年1.7% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.1% （融資期間が3年を超える場合選択可）	【固定金利】年1.0%～年1.2% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.0% （融資期間が3年を超える場合選択可）

【道の融資制度は以下の金融機関で取り扱っています】

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

制度の詳細は

北海道 制度融資

検索 

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346 または各（総合）振興局商工労働観光課・小樽商工労働事務所まで

専門家派遣のご案内 (中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)

コロナ禍で経営に影響を受けている道内中小・小規模事業者の皆さんを対象に、それぞれの経営課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の指導・助言を実施します。

制度概要



お困りでは
ありませんか？

- ポストコロナに向けた事業再構築を検討している
- 販路を拡大したい
- 補助金の申請を支援してほしい
- 資金繰りや融資の返済について相談したい
- 事業承継を考えているがどうしたらいいかわからない

など



専門家が
お伺いします！

中小企業診断士を中心に、公認会計士や社会保険労務士など、ご相談内容に応じて選定された専門家が伺いします。

- 中小企業診断士とは
中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家で、国家資格を持っています。



無料で
助言・指導

専門家が無料で助言・指導を行います。
ご要望があれば、オンラインでの対応も可能です。

それぞれの課題に応じたアドバイスで、新型コロナウイルスで影響を受けている事業者の皆さまに寄り添い、事業活動の維持・継続を支援します。

受付期間

令和4年(2022年)4月4日から
令和5年(2023年)2月上旬(予定)

お申込み

【WEB】URL又はQRコードからホームページにアクセスしてください。

<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

【TEL】0800-800-2551(フリーダイヤル)
受付は平日9:00~17:00、専門家常駐

【FAX】011-231-1388



このチラシが
目印です

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター TEL: 0800-800-2551
北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係 TEL: 011-204-5331

道外人材確保緊急支援事業

北海道外在住の方が、宿泊や飲食など、この夏場に人手不足が深刻となる業種の北海道内の事業所において短期就労した場合に、北海道外在住の方に奨励金を、北海道内の事業所に支援金を支給することにより、対象職種の人材確保を支援します。

人材不足が深刻な業種の企業の皆様

① 求人広告・事業周知

道外在住の方を対象に求人情報誌などで募集「道外人材確保緊急支援事業対象」など、事業の周知も募集にあわせて行ってください

北海道で短期就労したい道外在住の方

② 応募・面接・採用

求人情報誌などの求人に応募
オンラインなどで面接するなどして
採用決定

対象産業

- 宿泊業
- 飲食店
- 持ち帰り・配達飲食サービス業

※詳しくは日本標準産業分類でご確認ください

対象職業

- 商品販売
- 飲食物調理
- 接客・給仕
- その他の保安
- 製品製造・加工処理
- 運搬
- 清掃

※詳しくは厚生労働省職業分類でご確認ください

③ 北海道で短期就労・奨励金等の申請

北海道内の事業所で3週間につき10日以上就労
就労した方と事業所が関係書類とともに奨励金等を申請

雇用契約から1か月以内に「予備審査依頼書」を提出する必要があります

対象	要件	奨励金等の額
道内事業所	対象産業（宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）に属する事業を行う常時使用する従業員の数が50人（宿泊業にあつては100人）以下の道内に本店（個人事業主は住所）若しくは主たる事務所・事業所がある法人・個人で、下記の道外在住者を対象職種で直接雇用し、短期就労させた事業所（※道外在住の方を求人する際に事業周知も必要です）	10万円
道外在住者	住所・居所が北海道以外の方で、上記の道内事業所に直接雇用され、対象職種（商品販売の職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、その他の保安職業、製品製造・加工処理、運搬の職業、清掃の職業）で短期就労した方	10万円 （移動費を実費で追加支給（上限10万円））
短期就労 （①と②を満たす）	①令和4年7月1日から令和4年9月30日までに雇用期間が4か月未満で雇用 ②令和4年9月30日までに対象職種で3週間につき10日以上、かつ、当該期間に60時間以上勤務	

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/dougaijinzaikakuho.html>

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課
TEL：011-251-3896



中小企業経営相談室

中小企業等の持つ様々な経営課題に応じるため、各（総合）振興局に中小企業経営相談室を設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

制度概要

○各地域の相談先

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁（経済部中小企業課）でも相談をお受けしております。

▼経営相談：経営支援係 011-204-5331

▼金融相談：金融係 011-204-5346

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

TEL：011-204-5331

中小企業競争力強化促進事業

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有する中小企業者の皆様の、新分野・新市場等への進出のために必要な経費を補助します（公募は例年5月と8月頃に実施）。

制度概要

区分	対象経費	補助率	補助限度額
マーケティング支援	市場調査や展示会への出展に係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、オンライン展示会も補助対象とし、PR動画等作成経費、出展に必要な機材導入経費も補助対象経費に追加	1 / 2 以内	国内 100万円 国外 200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の課題解決を図るためのコンサルタント等招へいに係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、全部及び一部オンラインによるコンサルタントも補助対象に追加		100万円
産業人材育成・確保支援	【育成事業（派遣）】 先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費		50万円
	【育成事業（招へい）】※R4新規※ ゼロカーボン、DX等の課題に対応し、競争力を強化するために講師を招へいして行う研修会等の開催に係る経費		50万円
	【確保事業】 情報通信技術を活用した場所や時間にとられない働き方（テレワーク）導入のための経費		60万円
市場対応型製品開発支援	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、特定産業分野にIT産業を追加し、宇宙産業も重点的に支援します	300万円 500万円	

【注目情報】

DXの推進、ゼロカーボンへの対応、大規模事業所の再編、コロナ対策など社会経済情勢の変化に対応する重要な課題への取組を応援、次のように内容が充実しました。

- 市場対応型製品開発支援事業
「IT産業」の補助事業者は、ソフトウェア開発に要した人件費を「プログラム開発費」に参入可能
- コンサルタント等招へい事業
DX、ゼロカーボン等に精通したコンサルタント等の招へいが可能
- 産業人材育成支援事業（招へい）新設
競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むため講師を招いて行う研修会等への助成が可能

申請先 **（公財）北海道中小企業総合支援センター**

※補助要件はHPからご確認ください https://www.hsc.or.jp/news/2022fund_2nd_notice/

【お問合せ先】

（公財）北海道中小企業総合支援センター TEL 011-232-2001(代表)
URL: <http://www.hsc.or.jp>
北海道経済部産業振興課産業企画係 TEL 011-204-5311